

**物 価 高 騰 に 対 す る  
市 民 ・ 事 業 者 支 援 の 内 容  
(令和8年度)**

令和8年5月13日現在

**宍 粟 市**

# 生活者支援

支援策の名称	<b>しそう夏季生活応援特別給付金</b>
支援の概要	食料品等の物価高騰が続く中、市民生活の負担軽減を目的として、給付金による生活支援を行います。
対象となる方	令和8年4月1日において、住民基本台帳に登録のある人
支援の内容	<b>給付金額</b> ：1人につき5,000円（1回限り） <b>給付方法</b> ：給付対象者の属する世帯主の口座へ振込みます。 <b>給付予定</b> ：令和8年7月以降順次
手続き	対象となる全世帯へ案内書類が届きます。 内容を確認のうえ、必要な手続きをお願いします。 ※お手続きが不要な場合もあります。 <b>案内時期</b> ：令和8年6月初旬ごろ郵送にて案内 <b>申請期限</b> ：案内に記載
お問い合わせ	市長公室 地域創生課 0790-63-3066

## 生活者支援

支援策の名称	<b>自動録音電話機購入補助事業</b>
支援の概要	特殊詐欺による被害を防止するため、高齢者世帯が購入する自動録音電話機購入費用の一部を補助します。
対象となる方	市内に居住し、かつ、住所を有している 65 歳以上の者が属する世帯で世帯員全員が市税を滞納していないこと ※過去に同種の補助金の交付を受けた世帯について対象外となります
支援の内容	令和 8 年 4 月 1 日以降に自動録音電話機を購入した経費に対して、次のとおり補助を行います。 ただし、補助金の申請は、1 世帯につき 1 台限りとします。 【補助額】 設置に要する費用の 3 分の 2 以内（千円未満切り捨て） 【上限額】 8 千円  ※自動録音電話機とは 着信前自動警告機能かつ自動録音機能を有する電話機（携帯電話、スマートフォンを除く）。
手続き	事前に下記の宛先までお問い合わせください。 【申請期限】 令和 9 年 3 月 5 日（金）まで
お問い合わせ	まちづくり部 危機管理課 0790-63-3119 一宮市民局 まちづくり推進課 0790-72-1000 波賀市民局 まちづくり推進課 0790-75-2220 千種市民局 まちづくり推進課 0790-76-2210

# 生活者支援

支援策の名称	<b>水道(基本料金)支援事業</b>																
支援の概要	物価高騰が続く中、市民の暮らしの安定と地域経済維持・活性化を図る支援策として水道基本料金を減免します。																
対象となる方	市と契約している水道使用者（市民・事業者等） ※官公庁等公共施設は除く																
支援の内容	<p>【減免額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水道料金の基本料金</li> <li>※基本水量を超える従量料金は、減免されません。</li> </ul> <p>【対象期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年4月請求分（1か月間）</li> </ul> <p>1か月の基本料金</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 2px;">口径(mm)</td> <td style="padding: 2px;">13</td> <td style="padding: 2px;">20</td> <td style="padding: 2px;">25</td> <td style="padding: 2px;">40</td> <td style="padding: 2px;">50</td> <td style="padding: 2px;">75</td> <td style="padding: 2px;">100</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">金額(円)</td> <td style="padding: 2px;">2,420</td> <td style="padding: 2px;">2,970</td> <td style="padding: 2px;">3,410</td> <td style="padding: 2px;">7,590</td> <td style="padding: 2px;">15,620</td> <td style="padding: 2px;">36,740</td> <td style="padding: 2px;">77,220</td> </tr> </table> <p>※福祉世帯、空き家水道料金軽減事業の対象の方は、この支援事業を優先し重複の支援はありません。</p>	口径(mm)	13	20	25	40	50	75	100	金額(円)	2,420	2,970	3,410	7,590	15,620	36,740	77,220
口径(mm)	13	20	25	40	50	75	100										
金額(円)	2,420	2,970	3,410	7,590	15,620	36,740	77,220										
手続き	手続きは不要です。																
お問い合わせ	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">建設部 水道管理課</td> <td style="text-align: right;">0790-63-3129</td> </tr> <tr> <td>一宮市民局 北部建設課</td> <td style="text-align: right;">0790-72-2000</td> </tr> <tr> <td>波賀市民局 北部建設課</td> <td style="text-align: right;">0792-75-2976</td> </tr> <tr> <td>千種市民局 北部建設課</td> <td style="text-align: right;">0790-76-2210</td> </tr> </table>	建設部 水道管理課	0790-63-3129	一宮市民局 北部建設課	0790-72-2000	波賀市民局 北部建設課	0792-75-2976	千種市民局 北部建設課	0790-76-2210								
建設部 水道管理課	0790-63-3129																
一宮市民局 北部建設課	0790-72-2000																
波賀市民局 北部建設課	0792-75-2976																
千種市民局 北部建設課	0790-76-2210																

## 事業者支援

支援策の名称	<b>畜産農家支援事業</b>
支援の概要	飼料価格高騰の影響を受けた経営者に対し、価格高騰対策として支援金を交付します。
対象となる方	基準日において、住民基本台帳に登録のある人
支援の内容	畜産飼料価格高騰分について、上限を50万円として、市が定める基準額（令和7年度の飼料購入量に価格上昇分を乗じて算出した額）の4分の1以内を支援します（百円未満切り捨て）。  対象の飼養種類：乳牛・繁殖牛・肉用牛・養鶏
手続き	申請書等の提出が必要です。詳しくはお問い合わせください。
お問い合わせ	産業部 農業振興課 0790-63-3109

支援策の名称	<b>施設園芸農家支援事業</b>
支援の概要	原油等価格高騰の影響を受けた経営者に対し、価格高騰対策として支援金を交付します。
対象となる方	販売実績がある市内施設園芸業経営者
支援の内容	施設運転燃料（重油・灯油）価格高騰分について、上限を50万円として、市が定める基準額（令和7年度の燃料高騰分について市の基準単価で算出した額）の4分の1以内を支援します（百円未満切り捨て）。
手続き	申請書等の提出が必要です。詳しくはお問い合わせください。
お問い合わせ	産業部 農業振興課 0790-63-3109

## 事業者支援

支援策の名称	<b>肥料価格高騰対策支援事業</b>
支援の概要	化学肥料等価格高騰の影響を受けた経営者に対し、価格高騰対策として支援金を交付します。
対象となる方	市内に住所を有し、令和8年度に10aを超える「水稲」を作付、または、「黒大豆、麦、野菜・花き・その他作物」を栽培し販売した経営者
支援の内容	<p>令和8年度用作物について、化学肥料等購入費経費の一部を支援します。</p> <p>交付額は、作物（水稲全般、麦、黒大豆、野菜・花きなど）ごとの面積に次の区分ごとに定める単価を乗じた額とします（百円未満切り捨て）。</p> <p>※実施計画書記載事項に基づきます。          予算の範囲内で作目ごとに上限単価を設定</p> <p>※7年度の例：水稲全般2,300、麦3,400、黒大豆2,300、野菜2,300円/10a（百円未満切り捨て）</p>
手続き	<p>【申請期間】令和8年10月1日から令和9年1月31日まで</p> <p>※実施計画書の提出がある方で、交付対象の生産者には、支給通知を郵送しますのでご確認ください。</p> <p>※地目が「畑」で生産された場合は、別途お申し出ください。</p>
お問い合わせ	産業部 農業振興課 0790-63-3109

## 事業者支援

支援策の名称	<b>肥料転換支援事業</b>
支援の概要	化学肥料等価格が高騰し農業経営を圧迫していることから、価格が安定している堆肥又は汚泥肥料への転換を促すため支援金を交付します。
対象となる方	市内に住所を有し、市内農地への散布を目的に令和8年4月1日から令和9年1月31日までに2 t以上の堆肥又は汚泥肥料を購入した農業者
支援の内容	購入に要した経費のうち、以下の計算により算出した額のうちいずれか低い額を支援します（百円未満切り捨て）。 ア 購入量に1トンあたり2,720円以内を乗じた額 イ 購入費（税抜）に3分の2以内を乗じた額
手続き	【申請期間】 令和8年10月1日～令和9年2月12日 JAハリマ農業協同組合以外で購入された場合は、申請書等の提出が必要です。詳しくはお問い合わせください。
お問い合わせ	産業部 農業振興課 0790-63-3109

支援策の名称	<b>水産事業者支援事業</b>
支援の概要	飼料価格高騰の影響を受けた経営者に対し、価格高騰対策として支援金を交付します。
対象となる方	販売実績がある市内水産業経営者
支援の内容	水産飼料価格高騰分について、上限を50万円として、市が定める基準額（令和7年度の飼料購入量に価格上昇分を乗じて算出した額）の4分の1以内を支援します（百円未満切り捨て）。
手続き	申請書等の提出が必要です。詳しくはお問い合わせください。
お問い合わせ	産業部 農業振興課 0790-63-3109

## 事業者支援

支援策の名称	<b>農業機械導入支援事業</b>
支援の概要	農作物の生産コストの高騰が進む中で、労務負担の軽減を行い、生産性を高めるための農業機械導入を目的に支援金を交付します。
対象となる方	令和8年度に農業機械を購入する「認定農業者、集落営農組織及び実施計画書の水張面積の合計が1ha以上の農業者」
支援の内容	農業機械購入経費について、上限をスマート機械については200万円、一般機械は100万円として、3分の1以内を支援します（千円未満切り捨て）。  対象：単体1台当たりの取得金額が20万円を超えるもの
手続き	予算額に到達したため、申請受付を終了しています。
お問い合わせ	産業部 農業振興課 0790-63-3109

支援策の名称	<b>農業生産資材導入支援事業</b>
支援の概要	農業生産資材の価格が高騰する中で、農業者の雑草・病虫害対策に要する作業負担を軽減することにより、農業者の生産性向上や農用地の景観保全のために農業生産資材の導入を目的に支援金を交付します。
対象となる方	令和8年度に農業生産資材を購入する「認定農業者、集落営農組織及び実施計画書の水張面積の合計が50a以上の農業者」
支援の内容	農業生産資材購入経費について、上限を30万円として、3分の1以内を支援します（百円未満切り捨て）。  支援対象となる資材例： マルチ、防虫・防鳥ネット、防草シート、園芸施設用被覆材等
手続き	申請書等の提出が必要です。詳しくはお問い合わせください。 ※予算額に到達した時点で申請受付を終了します。
お問い合わせ	産業部 農業振興課 0790-63-3109

# 事業者支援

支援策の名称	<b>収益力向上支援事業</b>
支援の概要	市内事業者に対して、生産性や収益力の向上及びDX推進に資する取り組みを支援することで、企業体力の増強を図り、賃上げに向けた環境整備を後押しします。
対象となる方	<p>次のいずれにも該当する事業者</p> <p>①市内に事業所(本店)を有する中小企業者等で、収益力向上支援事業にかかる事業計画を作成し、宍粟市商工会の確認を受け、その計画を的確に遂行するに足る能力を有するもの</p> <p>②市税等を滞納していないもの</p> <p>③宍粟市暴力団排除条例(平成24年宍粟市条例第4号)に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等でないもの</p>
支援の内容	<p>1. 補助対象事業</p> <p>次のいずれにも該当する事業が対象です。</p> <p>①生産性や収益力の向上及びDX推進に資する設備投資、販路開拓、商品・サービス開発、システム導入等に係る市内で行われる前向きな取り組みで、将来的な賃上げに向けた企業体力の増強を図るもの</p> <p>②経費の使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できるもの</p> <p>③補助対象期間中に納品、支払い、事業実施が完了するもの</p> <p>④証拠書類等によって支払金額等事業明細が確認できるもの</p> <p>2. 補助対象経費の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械装置等の購入費    ・システム等構築費    ・展示会等出展費</li> <li>・専門家謝金    ・調査、情報収集及び販路開拓のための旅費</li> <li>・雑役務費(臨時雇用又は派遣費)</li> <li>・その他事業目的の遂行に必要なもの</li> </ul> <p>3. 補助金の額</p> <p>・補助対象経費の合計額の3分の2の額とし、100万円を上限とします。</p> <p>4. 補助対象期間</p> <p>・令和8年5月1日(金)から令和9年2月1日(月) (納品、経費の支払いが、2月1日までに完了すること)</p>

支援策の名称	<b>収益力向上支援事業</b>
手続き	<p>1. 申請受付期間</p> <p style="border: 2px solid red; padding: 2px;">予算額に到達したため、申請受付を終了しています。</p> <p>2. 必要書類</p> <p>①収益力向上支援事業 補助金等交付申請書  ②収益力向上支援事業計画書 ※商工会の確認印が必要  ③誓約・同意書  ④役員等名簿（※申請者が法人の場合のみ）  ⑤市税及び国民健康保険税の完納証明書  ⑥各種収納済証明書  ⑦見積金額の根拠が分かる資料（見積書、カタログ等の写し）  ⑧その他、市が指示する書類等</p> <p>3. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請にかかる必要書類等については、市ホームページでご確認いただくか、下記までお問合せください。</li> </ul>
お問い合わせ	産業部 商工観光課 0790-63-3127

## その他支援

支援策の名称	<b>防犯カメラ設置補助事業</b>
支援の概要	犯罪の防止を目的として公道等に防犯カメラを設置する場合に、経費の一部を助成します。
対象となる方	基準日において、住民基本台帳に登録のある人
支援の内容	<p>市が定める基準を満たす防犯カメラの設置に要する経費に対して、次のとおり補助を行います。</p> <p>【補助額】 設置に要する費用の3分の2以内（千円未満切り捨て）</p> <p>【上限額】 8万円</p> <p>※市が定める基準とは</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防犯カメラの性能が、有効画素数38万画素以上で、記録時間が1日24時間及び7日間以上であること。</li> <li>・ 公道等を撮影するもので、マンション等の住宅、駐車場、会館等施設管理を目的として設置するものでないこと。</li> </ul> <p style="text-align: right;">・・・など</p>
手続き	事前に申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。 ただし、令和9年2月5日（金）までに事業が完了できる見込みがあるものに限りです。
お問い合わせ	まちづくり部 危機管理課 0790-63-3119 一宮市民局 まちづくり推進課 0790-72-1000 波賀市民局 まちづくり推進課 0790-75-2220 千種市民局 まちづくり推進課 0790-76-2210